

群馬県弓道連盟会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、群馬県弓道連盟と称する。
- 第2条 本会は、本会の目的に賛同する会員をもって組織する。
- 第3条 本会の事務所は、理事長宅に置く。
- 第4条 本会は、(公財)全日本弓道連盟及び(公財)群馬県スポーツ協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本会は、弓道の普及振興を図り、会員相互の親睦、体位の向上、人格の涵養に資し、社会文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- (1) (公財)全日本弓道連盟及び都道府県弓道連盟との事業・交流
 - (2) 弓道振興のための競技会、講習会、研修会等の開催
 - (3) (公財)全日本弓道連盟の規程による段級審査
 - (4) 支部及び連合会との連携・助成
 - (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第7条 本会に入会金と年会費を納入したものが原則として会員となる。
- 第8条 会員は名誉会員、正会員とし、正会員は一般会員と学生会員とする。
- (1) 名誉会員は本会に功労のあったもので、会長が推薦して理事会の議決を経る。
 - (2) 正会員は会費等を納入したものをいう。
 - (3) 正会員のうち一般会員は、学生会員以外の者をいい、学生会員は、大学生(大学院生、短大生を含む)、専門学校生、高校生、中学生、小学生とする。
- 第9条 会費未納のときは、休会とする。

第4章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1 名
- 副 会 長 若干名

理 事 長 1 名
事務局長 1 名
常任理事 若干名（うち会計2名、副理事長1名含む）
理 事 若干名
監 事 2 名

第11条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長及び監事は、理事会が推挙し総会において承認する。
- (2) 副会長、理事長、事務局長は会長が選出し総会に報告する。
- (3) 理事は、連合会長及び部会長をもって充て、その他若干名を会長が選任する。
- (4) 常任理事は会長が理事の中から選出する。

第12条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の命により、本会の運営全般を掌理し、他団体との渉外にあたる。
- (4) 事務局長は会長の命により、上部団体及び関連団体からのメール受信及び配信に当たる。
- (5) 常任理事は、必要事項を審議して事業の円滑な運営に当たる。
- (6) 理事は、部会等の日常業務を処理し、事業の運営に当たる。
- (7) 監事は、事業及び会計の監査を行い、その意見を理事会及び総会に報告する。

第13条 本会の役員任期は2ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 本会は、理事会の議決を経て名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、参与は、重要な会務について会長の諮問に応じ、必要な会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 会 議

第15条 本会は、次の会議を行い、会長が招集し議長となる。

- (1) 総 会
- (2) 正副会長会議
- (3) 理 事 会
- (4) 常 任 理 事 会
- (5) 支 部 長 会 議

第16条 総会は、通常総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。総会は、会長以下役員及び代議員が出席し、次の重要事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算

- (2) 事業計画
- (3) 会長・監事の承認
- (4) 会則・規程の改正
- (5) その他重要な事項

第17条 総会の議決は代議員が行い、議事録を作成する。

- 2 代議員に関する必要な事項は、代議員規程で別に定める。

第18条 正副会長会議及び理事会、常任理事会の構成は次のとおりとする。

- (1) 正副会長会議は、会長・副会長・理事長が出席する。
- (2) 理事会は、正副会長・理事長・事務局長・理事・監事が出席する。
- (3) 常任理事会は、正副会長・理事長・常任理事が出席する。
なお、会長が必要と認めた者は、当会議に出席することができる。
- (4) 支部長会議は、支部長と連合会長のほか常任理事会構成員が出席する。

第19条 会議の成立及び議決は、次のとおりとする。

- (1) 会議は委任したものを含めて過半数の出席をもって成立する。
- (2) 会議の議決は出席者の過半数をもってし、賛否同数のときは議長が決定する。
- 2 前項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、運営規程で別に定める。

第6章 部 会

第20条 本会の事業を遂行するため、次の部会を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 総務部会 | (9) 女子部会 |
| (2) システム部会 | (10) ジュニア部会 |
| (3) 県外審査部会 | (11) 勤労者部会 |
| (4) 地方審査部会 | (12) 還暦部会 |
| (5) 称号者部会 | (13) 教職員部会 |
| (6) 指導部会 | (14) 高校部会 |
| (7) 競技部会 | (15) 特別部会 |
| (8) 強化部会 | |

- 2 部会の内容を次のように定める。

- (1) 部会長は会長が指名する。但し、勤労者部会・還暦部会・教職員部会・高校部会は各部会が推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 部会の事務所は部会長宅におく。
- (3) 部会に副部会長その他若干名の役員を置くことができる。
- (4) 部会役員の任期は、連盟役員と同一とする。
- (5) 部会の会議は、原則として本連盟の行事当日、その終了後に開催し、

理事会に報告する。

(6) 部会に庶務係を置き、必要な諸帳簿を整備し理事会に報告し承認を受けるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会運営規程で別に定める。

第7章 支部及び連合会

第21条 本会は、県内の郡市町村に支部を置くことができる。又、4毛地区の支部をもって4連合会を設置する。

2 前項の支部及び連合会に関し必要な事項は、支部及び連合会規程で別に定める。

第8章 会 計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は、会費、補助金、審査収入その他の収入をもって充てる。

2 前項の会費等に関し必要な事項は、会費等規程で別に定める。

第24条 会費等の額は理事会で審議し、総会において決定する。

第9章 賞 ・ 罰

第25条 本会の発展に著しく寄与し名誉を高めた会員は、理事会の議決により表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、表彰規程で別に定める。

第26条 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的にもとる行為があつた会員は理事会の議決により懲戒することができる。

第10章 そ の 他

第27条 この会則に定めるもののほか、助成金及び慶弔に関し必要な事項は助成金規程、慶弔規程で別に定める。

第28条 本会則の執行に当たり、諸規程に生じた必要事項は理事会が定め総会に報告する。

付 則 この会則は、昭和54年 7月29日より施行する。

付 則 この会則は、昭和63年 4月 9日より施行する。

付 則 この会則は、平成 3年 4月 7日より施行する。

付 則 この会則は、平成 4年10月18日より施行する。

付 則	この会則は、平成12年	12月	3日より施行する。
付 則	この会則は、平成17年	4月	1日より施行する。
付 則	この会則は、平成20年	4月	1日より施行する。
付 則	この会則は、平成25年	4月	1日より施行する。
付 則	この会則は、平成26年	4月	1日より施行する。
付 則	この会則は、平成26年	5月31日	より施行する。
付 則	この会則は、平成27年	4月26日	より施行する。
付 則	この会則は、平成28年	5月	7日より施行する。
付 則	この会則は、令和7年	4月	1日より施行する。